

令和5年度四万十市立学校（中村地域）体育施設開放事業上半期利用  
申込詳細

■ 対象施設

別添の「令和5年度開放予定表」をご確認ください。

■ 対象期間

令和5年4月1日（土）～9月30日（土）

※定期利用のみ受け付けています。

■ 提出書類

- (1) 学校体育施設開放利用団体登録申請書 1部
- (2) 利用団体名簿 1部
- (3) 学校体育施設開放利用予約申込書 1部

■ 記入上の注意点

利用団体登録申請書	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 緊急で連絡を取る場合があるため、責任者電話番号は自宅、勤務先、携帯を必ず記入してください。</li><li>・ (公財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険加入年月日は、現在の加入年月日または予定年月日を記入してください。</li></ul>
利用団体名簿	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 成人を代表として10名以上で構成してください。</li><li>・ 全員の自宅及び勤務先電話番号まで必ず記入してください。</li></ul>
利用予約申込書	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校名、曜日、時間等を必ず記入してください。</li><li>・ 利用可能な学校、曜日、時間は、別紙市立学校体育施設開放事業一覧表を参照してください。利用時間は、原則「18:00～19:30、19:30～21:30」の2つの時間帯に分かれています。例外もあるため、「利用可能時間」及び「備考」の欄をご確認ください。</li><li>・ 利用期間は特別な事情の無い限り、「令和5年4月1日～令和5年9月30日」としてください。</li><li>・ 利用中止連絡等は緊急時以外メールで行いますので必ず記入してください。メールの宛先は団体と連絡の取れる方であれば、団員以外でも可。</li></ul>

※利用時間が早い剣道等を除き、原則1団体につき週1回の利用とします。

※体育館でのフットサルは出来ません。種目によってはお断りする場合があります。

■ 調整について

希望校及び希望日が重複した場合は、該当する団体に連絡し、2月20日(月)～2月24日(金)の間に調整を行います。

こちらから連絡のない団体は、希望通り予約ができたものをご理解ください。

## ■ 令和4年度からの変更点

旧八束中学校体育施設…移転により八束小学校に名称変更

八束小学校旧体育施設…八束小学校が旧八束中学校の施設に移転となるため、開放を行わない。

旧後川中学校体育施設…移転により、利岡小学校に名称変更

東山小学校体育施設…改装工事のため、令和5年度下半期（10月）からは開放を行いません。

## ■ 四万十市立学校体育施設利用団体説明会

### （1）日時

3月3日（金）19：00～19：40（受付 18：45～）

### （2）場所

市立武道館会議室

### （3）その他

- ・各団体から必ず1名参加してください。責任者が出席できない場合は代理者を出席させてください。
- ・説明会参加日の変更を希望する場合は、事前に連絡をお願いします。
- ・説明会で許可証等の交付を行います。許可証を受け取るまでは使用できません。やむを得ない理由で欠席された場合は、市民スポーツセンター事務所まで受け取りに来てください。
- ・救命法講習会は感染症予防のため行いません。

## ■ 利用上の注意

- ・新型コロナウイルス感染症の基本的感染対策を行ってください。
- ・団体の活動を休む場合は、事前に必ず管理指導員へ連絡を行ってください。連絡漏れにより管理指導員が施設の開け閉めをした場合は、使用料が発生します。
- ・施設内の飲食は禁止です。（水分補給を除く）
- ・後片付けや清掃を必ず行ってください。
- ・ゴミは持ち帰ってください。
- ・学校敷地内（駐車場も含む）は禁煙です。
- ・施設を破損した場合は学校と生涯学習課に連絡のうえ、団体において早急に原状回復してください。（費用は団体の負担です。）
- ・使用状況が著しく悪い場合は、施設の使用を中止することがあります。（該当団体のみでなく、他の利用団体も利用できなくなる場合があります。）
- ・中止等の基準については、国の方針に伴い、今後変更を行う可能性がありますので、変更となる場合には改めて通知させていただきます。

## ■ 中止等の基準について

### (1) 使用中の判断基準

- (I) 新型インフルエンザ等対策政府本部長が、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に関して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言及び同法第31条の4第1項の規定に基づくまん延防止等重点措置について公示をした場合は、学校体育施設の使用を中止する。

※使用再開については、公示された期間の最終日の翌日より再開とする。

- (II) (I)にかかわらず次に掲げる場合は、学校体育施設の使用中止の判断を行うことができる。

ア 当該校長の判断において使用中止が必要と判断した場合（当該校）

イ 教育委員会において使用中止が必要と判断した場合（全・当該校）

※使用中止の期間については、あらかじめ日数を当該校と教育委員会で協議して決定するものとする。

※使用再開については、あらかじめ定めた中止期間が終了した次の日から再開とする。

### (2) 使用上の留意点

学校体育施設の使用は、スポーツ庁が取りまとめた「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に準ずるものとする。